様式10-1

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	令和元年度 定期監査 (元監第34号 令和元年7月12日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和7年9月3日

指摘一覧		措置通知日	
是正改善を要する事項			
	収入事務 田人ふれあい館使用料に係る収入事務において、使用料の算定が不適切な 例が認められた。		
意見又は要望とする事項			
	1 特定事項(公文書の適切な保存について)	令和元年 10月9日	
	2 特定事項 (働き方改革の推進に向けた事務の合理化について)	令和7年 9月3日	

2 特定事項(働き方改革の推進に向けた事務 の合理化について)

働き方改革の進展により、地方自治体においても労働生産性の向上が求められていることから、本市においても平成31年度から時間外勤務命令の上限を設け、取扱いを定めたところである。

これまで、時間外勤務の縮減については、適切な人員配置や育児休業中の職員の代替配置等を行うとともに、定時退庁日の実施や、時間外勤務縮減に向けた管理監督者及び職員それぞれの役割に応じた取組み事項を例示し、事務分担の見直しや、臨時的・緊急的な業務発生時における課や係を超えた応援体制の構築など、様々な取組みを行ってきたところである。これらの取組みにより、職員一人当たりの月平均超過勤務時間はある程度削減されてきたが、一方で、過労死ラインとされる月80時間や年720時間を超える職員もおり、時間外勤務の実態には部署間、職員間において偏りがある。

このため、本市においては、これまでの取組みを継続するとともに、ロボットによる定型的な業務の自動化が可能となるRPAの活用に向けた調査研究にも取り組んでいきたいとしているが、RPAの導入にあたっては、その過程において業務フローの可視化が行われるため、BPR(業務プロセス再構築)や業務効率化が進むという利点もある。

また、令和2年度から指定都市を除く市町村 長に努力義務が課される内部統制体制の整備 によっても、業務の適正な執行を組織的に補完 させる仕組みを構築するために事務の合理化 が図られ、職員の負担軽減の効果が期待でき る。

さらに、年間を通じて一定の業務量を要する 庶務事務、文書事務、財務事務等、全庁に共通 する業務の見直しを図り、その総量を縮減する ことによって、複雑化、高度化する行政ニーズ RPAは、導入過程において業務の作業手順や作業内容が可視化されることにより業務フローの改善、業務の省力化に寄与するほか、人為的な入力ミスや入力漏れが削減される効果があり、令和4年度から日次調定システム登録処理や日次集計表作成処理などの業務に導入しております。

令和5年度は18業務で稼働しており、年間合計6,692時間の削減が図られております。

また、全庁に共通する業務システムにおいても、財務会計システムにおけるRPAの活用のほか、AI会議録システムやLoGoチャットなどのツールを導入することにより、業務の効率化を図っているところです。

今後においても、業務効率化を図る観点などから新たな業務ツールの導入を検討するとともに、年間 10 業務を目標に導入する方針としているほか、全庁に共通する情報システムについて、引続き最適化・合理化を検討していく考えです。

内部統制については、地方自治法改正により、令和2年4月から都道府県及び指定都市に体制整備が義務付けられ、指定都市以外の市町村においては、努力義務とされたところであり、平成31年3月には、国から地方自治体における円滑な導入に向け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」が示されたところです。

本市においては、業務ごとに事務取扱マニュアルを策定するなど、適正な事務の執行に向けて取り組んできたものの、不適切な事務処理や事務誤りが散見されており、より一層のガバナンス強化等に向け、令和4年度から内部統制の整備に向けた取組を進めています。

具体的には、先進自治体への視察や、都道

意見又は要望とする事項

に対応するための施策の推進等により多くの 労働力を割り当てることが可能になると考え られる。

これらのことから、事務の改善を所掌する職員課においては、RPAの導入について、総務省による補助事業の活用も考慮しながら早急に検討するとともに、内部統制体制の整備を進め、関係する部署等と連携を図りながら業務の見直しについて検討するなど、全庁的な事務の合理化に取り組まれることを望むものである。

措置した内容

府県及び指定都市等の制定状況について情報収集を行うなどし、それらの状況を踏まえ、内部統制の取組の基本となる「全庁的なリスク一覧」及び各所属の「個別リスク一覧」を作成し、庁内で共有を図るとともに、補助金交付申請事務の失念事案や工事発注に係る設計内容誤りによる入札中止等の事案の複数発生を踏まえ、随時、適切に対応するよう通知しています。

今後についても、各部署におけるリスクの 発生状況やその対応策を把握し、再発防止 等、必要な措置を検討するとともに、令和6 年3月に改定された「地方公共団体における 内部統制制度の導入・実施ガイドライン」や 他自治体の実施状況等も踏まえながら、地方 自治法に基づく内部統制制度導入の要否に ついても引き続き検討していきます。